

返還不要の給付型奨学金制度『しんくみ はばたき奨学金』 令和5年度 奨学生募集のお知らせ

石巻商工信用組合では、「相互扶助」の基本理念のもと社会貢献の一環として、母子家庭・父子家庭等での高校生を対象とした“返還不要”の給付型奨学金制度

『しんくみはばたき奨学金』を令和3年3月に創設いたしました。

本制度は、コロナ禍等により就学が困難になっている高校生の必要な学資金の一部を給付する奨学金制度で、地域において有用な人材を育成することを目的としております。

この度、令和5年度奨学生を募集いたしますので、受給ご希望の方は、別添の募集要項をご確認のうえ申請ください。

なお、募集定員を超える申請があった場合は、当組合の基準による選考の結果、受給者を決定しますので、あらかじめご了承ください。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



いつも身近にふれあいバンク
石巻商工信用組合

石巻商工信用組合「しんくみ はばたき奨学金」募集要項

石巻商工信用組合「しんくみ はばたき奨学金」は、現在のコロナ禍等により就学が困難になっている母子家庭・父子家庭等の高校生を対象に、必要な学資金等の一部を給付する“返還不要”の奨学金制度で、地域において有用な人材を育成することを目的に社会貢献活動の一環として令和3年3月に創設いたしました。

この度、令和5年度の奨学生を募集しますので、受給をご希望する方は、次の募集要項をご確認のうえ、お申込みください。



1. 受給資格

次のいずれにも該当する方を対象とします。

(1) 対象者

学生本人および保護者が石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町、登米市（旧登米町・旧豊里町）、宮城郡松島町に住所を有している母子家庭または父子家庭等の方で、宮城県内の高等学校（中等教育学校の後期課程および特別支援学校の高等部を含む）へ在学している方。

(2) 収入要件

学生本人の父母、またはこれに代わって家計を支えている人（主たる家計者1名）の収入が下記金額以下であること。

	給与所得者	給与所得者以外
収入要件	250万円（税込） 源泉徴収票の支払金額	125万円（税込） 確定申告書等の所得金額

2. 募集定員

10名（応募者が10名を超える場合は、当組合の基準により厳正な選考の結果、受給者を決定します）

3. 募集期間

令和5年4月3日（月）～ 令和5年4月21日（金）

4. 受給者の方への決定通知

募集期間終了後、令和5年5月中に受給者を決定し、受給者の方に受給手続等文書によりご連絡いたします。

1年ごとに受給者を決定し、次年度の募集時に再応募可能です。

ただし応募は1学年1回とし3回を限度とします。

5. 奨学金給付金額・給付期間・給付時期

(1) 給付額 年額100,000円 (月額10,000×10ヶ月)

(2) 給付期間 10ヶ月間

(3) 給付時期・方法

① 当月分を毎月15日(休業日の場合は前営業日)に当組合の学生本人名義の普通預金口座へ給付します。

尚、当組合に学生本人名義の普通預金口座が無い場合は、普通預金口座を開設していただきます。

② 令和5年6月～令和6年3月まで毎月10,000円を給付します。

6. 応募の手続き

(1) 提出書類

① 石巻商工信用組合「しんくみ はばたき奨学金(返還不要給付型)」給付申請書

② 個人情報に関する同意書

③ 在学証明書(原本:新学年の在学証明)

④ 住民票謄本(原本:世帯全員の続柄記載、マイナンバー記載不要)

⑤ 収入に関する書類

● 給与所得者

源泉徴収票(原本)

● 給与所得者以外

《確定申告を申告書の持参・郵送により行った場合》

・確定申告書(控)の写し(税務署の受付印のあるもの)

※税務署の受付印がないものは、加えて市役所・町役場発行の「所得証明書(原本)」が必要になります。

《確定申告を電子申告により行った場合》

・申告内容確認票の写し(受信通知または即時通知を添付)

《公的年金受給の場合》

・公的年金等の源泉徴収票（最新のもの）

《その他》

・その他年間収入がわかる書類（最新のもの）

(2) 申込先

当組合の最寄りの営業店窓口へ持ち込みによる申込（平日 9 時～15 時）、

または当組合本部への郵送（簡易書留）での申込

郵送先：石巻商工信用組合 しんくみはばたき奨学金担当 宛

〒986-0868 宮城県石巻市恵み野 3 丁目 1-1

7. 奨学金の返還

この制度に基づく奨学金は返還を要しません。

8. 奨学金の給付休止・中止

(1) 奨学金の給付休止、中止の事由に該当した場合は、速やかに当組合へ届け出ることとし、その事由に該当した月まで奨学金を給付します。

(2) 休止・中止の事由に該当した旨の届け出が遅れ奨学金を受給された場合、その事由に該当した月の翌月以降の奨学金を返還していただきます。

また、復学等した場合は速やかに当組合に届け出ることとし、復学等した月から奨学金を給付します。

(3) 休止・中止の事由

① 受給の休止

受給者が休学したとき

② 受給の中止

(ア) 受給者が退学したとき、または募集要項に定める地区外の高等学校に転校したとき

(イ) 受給者が死亡したとき

(ウ) 高校生（受給者）および保護者が募集要項に定める地区外に転居したとき

(エ) 母子家庭・父子家庭でなくなったとき

9. その他

ご提出いただいた書類は、ご返却しませんので予めご了承ください。

● 連絡先一覧

営業店名	住 所	電話番号
本 部 (奨学金事務局)	〒986-0868 宮城県石巻市恵み野 3 丁目 1-1	0225-95-3333
本店営業部	〒986-0822 宮城県石巻市中央 2 丁目 9-3	0225-95-3331
中里支店	〒986-0815 宮城県石巻市中里 1 丁目 3-5	0225-96-2075
蛇田支店	〒986-0868 宮城県石巻市恵み野 3 丁目 1-1	0225-93-8081
大街道支店	〒986-0859 宮城県石巻市大街道西 2 丁目 1-2	0225-95-9511
湊支店 渡波支店	〒986-2111 宮城県石巻市三和町 5-1	0225-25-0855
飯野川支店	〒986-0101 宮城県石巻市相野谷字飯野川町 110	0225-62-2311
前谷地支店	〒987-1101 宮城県石巻市前谷地字上樓屋 5-1	0225-72-3079
矢本支店	〒981-0503 宮城県東松島市矢本字北浦 35-1	0225-82-6866
豊里支店	〒987-0361 宮城県登米市豊里町新田町 46	0225-76-3024
登米支店	〒987-0702 宮城県登米市登米町寺池中町 14-1	0220-52-3252
松島支店	〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字町 58-3	022-354-3426



石巻商工信用組合「しんくみ はばたき奨学金（返還不要給付型）」給付申請

申請日 令和 年 月 日

石巻商工信用組合 御中

貴組合の返還不要の「しんくみ はばたき奨学金」の給付を受けたく、下記の通り申請致します。

申請者 (本人)	フリガナ 氏名				写 真 貼 付	顔写真 縦 4.0cm 横 3.0cm
	生年月日	平成 年 月 日 (歳)	性別	男・女		
	住所	〒 -				
	電話	(自宅・携帯) - -				
	申請理由					
学校	学校名	高等学校	科	学年	年	
	所在地					
保護者	フリガナ 氏名				申請者との続柄	
	生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男・女		
	住所	〒 -				
	電話	(自宅・携帯) - -				
	職業・勤務先					

《ご注意》

- ・原則、申請者(本人)および保護者それぞれ本人が自署してください。(特段の事情がある場合はご相談ください)
- ・ご提出いただいた書類はご返却いたしませんので、予めご了承願います。
- ・募集人員を超える応募があった場合は、当組合の基準により厳正な選考の結果、受給者を決定します。

【信用組合使用欄】

給付年度	年度	受付番号	受付日
------	----	------	-----

[添付書類 確認]

- 個人情報に関する同意書 在学証明書
 住民票謄本(世帯全員の住民票で続柄記載のもの) 所得に関する書類

検印	係印

個人情報に関する同意書

石巻商工信用組合給付型奨学金 申請者各位

宮城県石巻市中央2丁目9番3号
石巻商工信用組合

当組合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、石巻商工信用組合返還不要の給付型奨学金の申請者およびその保護者等関係者の個人情報を、下記の業務内容および利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

記

1. 業務内容

石巻商工信用組合返還不要の給付型奨学金の給付事業遂行に必要な業務
（申請者及び保護者の審査、決定、給付および管理に付随する業務）

2. 利用目的

- 石巻商工信用組合返還不要の給付型奨学金への申込に伴う審査、決定および奨学金給付等に際しての判断のため。
- 石巻商工信用組合返還不要の給付型奨学金の給付事業執行の妥当性の判断や業務・管理を適切に遂行するため。

以上

令和 年 月 日

石巻商工信用組合 御中

上記の利用目的の明示を受けましたので、その確認および同意うえ、石巻商工信用組合返還不要給付型奨学金の申請をいたします。

申請者 (本人)	住 所	
	氏 名	⑩
保護者	住 所	
	氏 名	⑩

《ご注意》

・申請者（本人）および保護者それぞれ本人が自署してください。

石巻商工信用組合「しんくみ はばたき奨学金」
応募に際してのご確認チェックシート

◆ 受給資格をご確認ください。

1	学生本人および保護者が石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町、登米市（旧登米町・旧豊里町）、宮城郡松島町に住所を有している母子家庭または父子家庭等である。	<input type="checkbox"/>						
2	宮城県内の高等学校（中等高等学校の後期課程および特別支援学校の高等部を含む）へ在学している。	<input type="checkbox"/>						
3	<p>学生本人の父母、またはこれに代わって家計を支えている人（主たる家計者1名）の収入が下記金額以下である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">給与所得者</td> <td style="text-align: center;">給与所得者以外</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入要件</td> <td style="text-align: center;">250万円（税込） 源泉徴収票の支払金額</td> <td style="text-align: center;">125万円（税込） 確定申告書等の所得金額</td> </tr> </table>		給与所得者	給与所得者以外	収入要件	250万円（税込） 源泉徴収票の支払金額	125万円（税込） 確定申告書等の所得金額	<input type="checkbox"/>
	給与所得者	給与所得者以外						
収入要件	250万円（税込） 源泉徴収票の支払金額	125万円（税込） 確定申告書等の所得金額						

◆ 応募書類をご確認ください。

1	石巻商工信用組合「しんくみはばたき奨学金（返済不要給付型）」給付申請書 ※記入漏れ・押印漏れ等がないかもう一度ご確認ください。	<input type="checkbox"/>
2	個人情報に関する同意書 ※記入漏れ・押印漏れ等がないかもう一度ご確認ください。	<input type="checkbox"/>
3	在学証明書（新学年のもの）	<input type="checkbox"/>
4	住民票謄本 ・住民票の世帯全員の続柄が記載のもの ・マイナンバーの記載がないもの	<input type="checkbox"/>
5	<p>収入に関する書類 ※所得金額が受給資格に該当するかもう一度ご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給与所得者の方 <ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票（原本） ● 給与所得者以外の方 <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書（控）の写し（税務署の受付印のあるもの） <p>※税務署の受付印がないものは、加えて市役所・町役場発行の「所得証明書（原本）」を添付してください。</p>	<input type="checkbox"/>

※ 応募に際してはチェックシートで受給資格や応募書類をご確認ください。

※ このチェックシートの提出は不要です。